

会 議 録（要旨）

会議の名称	令和4年度 第3回戸田市福祉施策審議会（戸田市社会福祉協議会地域福祉活動計画企画委員会）
開催日時	令和4年10月28日（金）午後3時00分 ～ 午後4時30分
開催場所	上戸田地域交流センター（あいパル） 研修室
出席者	会長 田嶋英行 副会長 松山由紀 委員 熊木美佐子 委員 河合由美子 委員 染川智行 委員 早川和男 委員 櫻井 聡
欠席者	委員 物江和江 委員 河野本生 委員 磯部恒子 委員 早船正彦
事務局	健康福祉部 次長 川上裕丈 福祉総務課 課長 雨宮博子 主幹 山本 実 主任 廣居未来 主任 綱藤原野 戸田市社会福祉協議会 次長 榎本潤一 課長 増渕洋一郎 課長補佐 山本 学 係長 板井百合香 主事 大滝 歩
議 題	(1) 第5期戸田市地域福祉計画・第5期戸田市社会福祉協議会地域福祉活動計画（原案）について (2) 戸田市ケアラー支援条例（案）について (3) その他
会議結果	別紙のとおり
会議資料	【次第】 【資料1】第5期戸田市地域福祉計画・第5期戸田市社会福祉協議会地域福祉活動計画（原案） 【資料2-1】戸田市ケアラー支援条例（案） 【資料2-2】さいたま市ケアラー支援条例/埼玉県ケアラー支援条例 【資料3-1】地域福祉計画パブリックコメント 【資料3-2】戸田市ケアラー支援条例パブリックコメント 【追加資料1】諮問書 【追加資料2】第2回戸田市福祉施策審議会に係る意見について

(会議の経過)

発 言 者	議題・発言内容・決定事項
事務局	<p>■開会</p> <p>司会及び開会の挨拶、資料確認</p>
事務局	<p>■議事</p> <p>(1) 第5期戸田市地域福祉計画・第5期戸田市社会福祉協議会地域福祉活動計画(原案)について</p>
事務局	<p>第5期戸田市地域福祉計画・第5期戸田市社会福祉協議会地域福祉活動計画(原案)について、資料1に基づき説明。</p>
会長	<p>議事(1)について、何か意見はあるか。</p> <p>28ページ以降の施策の展開うち「市民のできること」に数値目標の定めがないのは、どのような理由からか。</p>
事務局(市)	<p>本計画の「市民のできること」は市民に義務を課すのものでなく、市民にとって身近な地域福祉活動の方向性を示すものであるため、数値目標は定めていない。</p>
会長	<p>30ページの市の取り組み「ICTを活用した地域交流活動の支援」について「スマートフォンなどIT機器の基本的な使い方の講習会を開催する」とあるが、どのような講習会を考えているか。</p>
事務局(市)	<p>デジタル機器の利用に不安がある方を対象にした講習会を考えている。昨年度はスマートフォンの基本的な使い方やサービスの利用方法等が学べるスマートフォン講座を開催した。今年度以降も携帯ショップ等において「デジタル活用支援講習会」を実施する。また、公民館の講座としてパソコン等の相談支援を行っていく。</p>
会長	<p>33ページの市民のできることに「団体同士で交流する」と記載があるが、具体的にどのようなイメージか。</p>

事務局(社協)	<p>社会福祉協議会で登録しているボランティアグループ同士でつながり、組織交流の輪を広げていくというイメージである。</p>
委員	<p>30ページの市の取り組み「居場所づくりの支援」、31ページの社会福祉協議会の取り組み「こども等の居場所づくりへの支援」に記載されている「こどもの居場所づくり」は、子ども・子育て支援事業計画と本計画で重複している部分や差別化している部分はあるのか。</p>
事務局(社協)	<p>子ども・子育て支援事業計画は、保育園や学童保育など、地域の子育て支援についての需給計画である。本計画におけるこどもの居場所は、学校と家庭以外でこどもが安心して過ごすことができる『よりどころ』である。</p> <p>こどもの居場所づくりは双方の計画に記載されているが、本計画のこどもの居場所は、幅広く地域福祉に根ざした居場所であると考えている。</p>
委員	<p>32ページ「地域福祉活動の支援」に記載されている市のボランティア・市民活動支援センターと社会福祉協議会のボランティアセンターの違いは。</p>
事務局(市)	<p>市のボランティア・市民活動センターは、子育てからサークル活動まで幅広く市民活動全般を扱っている。社会福祉協議会のボランティアセンターは主に地域福祉に係るボランティア活動の推進が目的である。</p>
会長	<p>35ページ「市民のできること」に町会・自治会、地域の活動団体の活動に参加するについて、町会や自治会には災害時のセーフティーネットとしての機能があると思うが、現在の加入率は。</p>
事務局(市)	<p>おおよそ50%超である。</p>
会長	<p>町会・自治会の活動に興味はあるが、活動するメリットが見いだせないとの意見もある。また、今の若者はとても保守的なので、将来の自分が住むところとして街を知ってもらうなど、市は長期的に関わることが必要である。</p>

事務局（市）	戸田市は転出・転入が多く、すぐに解決するとなると難しい点もあるが、検討していかなければならない課題であると考えている。
事務局（社協）	町会・自治会のような既存のコミュニティには若い人は参加しにくいところもある。社協としてもイベントの実施など、若い世代が町会・自治会に参加したいと思えることを積極的に考えていきたい。
会長	44ページ「相談支援の充実」に記載されている市の相談窓口と社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカーは、どのように連携をしているのか。
事務局（市）	市の相談窓口は、窓口へ出向くことが原則である。コミュニティソーシャルワーカーは窓口を訪れることができない人や、支援の必要性を自覚していない方を訪問し、支援を行っている。
事務局（社協）	福祉総合相談窓口とコミュニティソーシャルワーカーが相互に連携し、必要な方へ必要な支援を行えるよう努めていく。
会長	他に意見はあるか。
委員	特になし。
会長	それでは、ただ今の意見を事務局はまとめ、計画案に盛り込んでいただきたい。
事務局（市）	（2）戸田市ケアラー支援条例（案）について 戸田市ケアラー支援条例（案）案について、資料2に基づき説明。
会長	議事（2）について、何か意見はあるか。
委員	埼玉県、さいたま市の条例には条文に財政的措置が記載されている。例えば事業者にケアラー支援に関する配慮を求めるのであれば、何らか

	の財政的支援が必要なのではないか。
事務局（市）	財政的措置については、支援の状況を勘案し今後検討していく。
会長	本市にはどれくらいの人数のヤングケアラーがいるのか。
事務局（市）	本市の実態はこども家庭支援室が令和5年に調査する予定であるが、埼玉県による令和2年度の調査では、児童・生徒のうち4.1%がヤングケアラーに該当するという結果が出ており、令和4年度の戸田市の児童・生徒にあてはめると約500人がヤングケアラーの疑いがあると推察される。
会長	近隣で同様の条例を制定しているところはあるか。
事務局（市）	埼玉県ではさいたま市・入間市のみである。
委員	第8条に学校等の役割とあるが、ヤングケアラーについて教育委員会はそのどの程度把握しているのか。
事務局（市）	具体的な数値はこれから調査となるが、教育委員会とも情報交換しながら取り組みを進めていきたいと考えている。また、学校に通っていない子どもの早期発見には事業所や地域の協力が必要である。条例制定をきっかけに市民や関係者に周知することで、ヤングケアラーの早期発見につなげていきたい。
委員	学校の先生は多忙のため、生徒が不登校となった背景まで把握できないという。先生にすべてを押し付けるのではなく、別の方が調査するなど何か別の手だてが必要ではないか。
事務局（市）	学校の先生も児童生徒のプライベートなことまで踏み込めないところもあるため、学校と行政が連携を取りながら互いに情報を交換していきたいと考えている。

会長	他に意見はあるか。
委員	特になし。
	<p>■その他（事務連絡）</p> <p>（１）第５期戸田市地域福祉計画（案）・戸田市ケアラー支援条例（案）に係るパブリックコメントについて</p>
事務局	<p>第５期戸田市地域福祉計画（案）・戸田市ケアラー支援条例（案）に係るパブリックコメントについて、資料３に基づき説明</p> <p>（２）第５期戸田市地域福祉計画に係る諮問について</p>
事務局	<p>第５期戸田市地域福祉計画に係る諮問について、追加資料に基づき説明</p>
会長	何か意見はあるか
委員	特になし
	<p>■閉会</p>